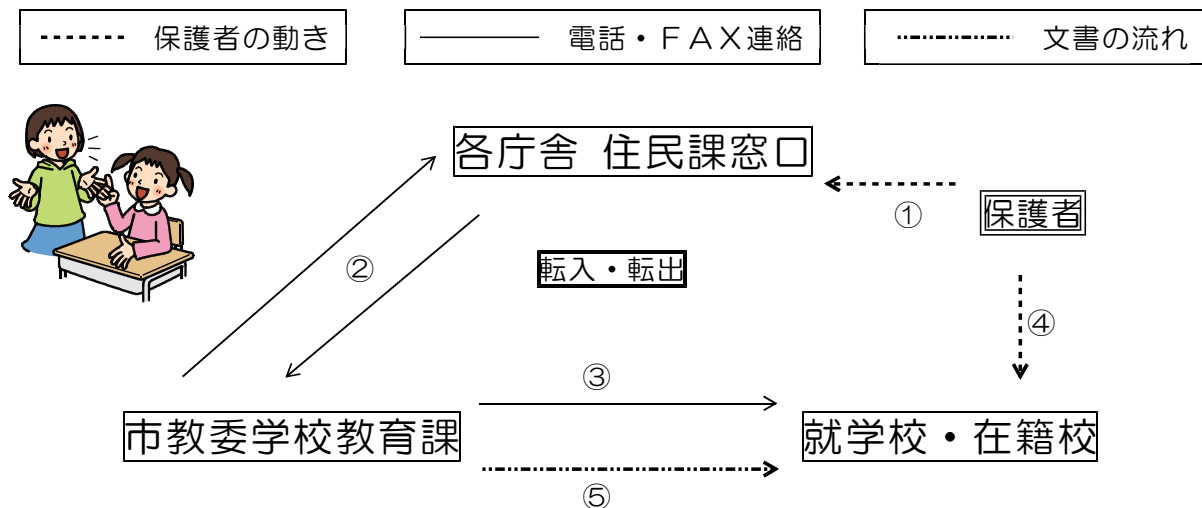


児童生徒の転出入については以下のような手続きとなります

● 転入、転出の場合



- ① 保護者は、各庁舎住民課窓口で住民異動（転入又は転出）の手続きを行ってください。
- ② 手続き終了後、窓口担当者から吉岐市教育委員会学校教育課に連絡がきます。
- ③ 市教委学校教育課から、就学校・在籍校へ転出・転入について電話連絡します。
- ④ 保護者が学校へ行き、転出・転入の手続きを行います。

※ **転入の場合**——転出校からの在学証明書、教科用図書給与証明書を提出してください。

※ **転出の場合**——在籍校から在学証明書、教科用図書給与証明書を受け取ってください。

- ⑤ 転入（転出）の通知文書は吉岐市教育委員会学校教育課から、学校に発送します。

● 校区外、区域外就学の場合



- 住所登録している校区の学校へ通うことが原則ですが、様々な事情により、住所登録している校区以外の学校への就学を希望する場合は、吉岐市教育委員会学校教育課へ直接相談をしてください。